

## 「新たな行政区、行政サービス提供体制（案）について意見を聴く会」における説明内容

## &lt;はじめに&gt;

- ・区再編案を含む新たな行政区、行政サービス提供体制について検討を進めている。
- ・これまで主に市議会の特別委員会で検討、議論をしてきたが、区割りのたたき台など、説明資料が調った。
- ・資料は、浜松市における新たな行政区、行政サービス提供体制の考え方や具体的な区再編案について、市議会で議論を進めてきた内容をもとに作成した。
- ・説明内容は決定しているものではなく、現行 7 区を含めた行政区の再編の有無について、意見をいただき検討を進める。

P. 3

## &lt;1. 行政区再編の必要性&gt;

- ・本市を取り巻く環境は、12 市町村の合併、政令指定都市移行から 10 年余りが経過する中で変化し、人口減少、超高齢化、社会保障費の増大、インフラの老朽化などの課題に直面している。
- ・これらは、合併時には想定できなかった内容、スピードで進んでおり、このような環境変化の中、今後も安定的に行政サービスを提供し続けるためには、今のうちから将来を見据え、今後のサービスの維持・強化策について検討を進めていかなければならないと認識している。

P. 5

- ・①人口減少、超高齢化について、現在本市の人口は約 80 万、30 年後には約 13 万人減の 66 万人と推計している。
- ・人口が減少する中で、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が約 3 割減少するとともに、人口の約 40%、5 人に 2 人が 65 歳以上の高齢者になるとの推計である。

P. 6

- ・②社会保障費の増大について、高齢者が増加することにより、約 10 年後には 75 歳以上の後期高齢者に係る事業費が約 45%、介護保険に係る事業費は約 36%と大幅に増加すると見込んでいる。

P. 7

- ・③インフラの老朽化について、道路や橋といったインフラの改修・更新経費はリスクベース・メンテナンスといった効率的な手法によっても今後 50 年間で 1 兆 3,145 億円、1 年当たりで 263 億円必要となる。
- ・過去 5 年間の 1 年当たりの実績は 159 億円であり、現在より 100 億円以上の負担増になると見込んでいる。
- ・人口減少・超高齢化と社会保障費の増大、インフラの老朽化の問題は全国的な問題だが、国も地方も有効な対策は打ち出せていない。
- ・自治体が健全なうちに改善を行うことが、未来を見据えた新たな自治モデルの創造につながる。

P. 8

- ・基礎自治体としての自律した持続性と住民に身近なサービス提供体制を両立する新たな自治モデルを創造するため、区再編を伴う行政組織の総合的な見直しを検討している。

P. 9

## <2. 行政区再編の効果と課題>

- ・行政区再編の効果として、例えば保健の分野では7つの区役所に分散している健康づくり課を本庁の組織として集約し、現在の母子保健中心のサービスを子供から高齢者まで全方位のサービスとする。
- ・土木分野では土木整備事務所を区役所に併設することで地域からの要望や災害への対応力を強化する。

P. 11

- ・区再編に対する意見について、対応策をまとめたもの。
- ・区役所から離れた地域のまちづくりが進まないのではないかという意見については、これまでどおり地域の事情に応じた支援を継続し、協働センターの職員が地域コミュニティに積極的に関与し、協働による地域づくりを進めることで対応する。
- ・区が大きくなると、住民の声が市政に反映されにくくなるのではないかという意見については、これまでどおり区協議会の運営を継続するとともに、合区した区においては現行の区単位で部会を設置し、意見を集約する。
- ・また、(仮称)地域委員会を設置できることとし、市政への参画の機会を拡大する。

P. 12

- ・区役所が遠くなり、行政サービスが低下するのではないかという意見については、市民の皆様が頻繁に利用するサービスは旧市町村役場に設置する行政センターや協働センターなど身近な場所で提供し、サービスの維持・向上を図る。
- ・区の名前が変わると、住所変更などが必要になるのではないかという意見につきましては、区名入り印刷物など一時的に変更が必要となるものもあるが、戸籍や住民票、運転免許などについては手続きが不要となるよう調整する。

## <3. 区再編案>

P. 13

- ・検討における主な前提条件は、次の3点。
  - ①区割りの検討に当たり、再編は、現行区の合区を基本とすること。
  - ②合併政令指定都市移行により複数区に分割となった旧市域は、可能な限り統合すること。
  - ③住民に身近な区出先機関の機能を拡充すること。
- ・この区再編案は、皆様から意見を伺うために示す「たたき台」であり、案の中から一つをお選びいただくという趣旨ではない。

P. 14

- ・区の再編案のシートそれぞれの案に共通で案の考え方、再編後の人口・面積、職員数、必要となる経費、年間削減効果額を記載している。
- ・このうち必要経費は再編により臨時的に必要なもの、また年間削減効果額は主に職員人件費で、職員の削減は一定の期間をかけて行うため、再編後、適正な職員数となった時点での効果額となる。
- ・地図には、白い三角で区役所、黒い三角で旧市町村役場に設置する行政センターの位置を示している(区役所の設置場所は試算のため仮に設定。庁舎は現在の区役所・協働センター庁舎を使用。)

- ・案①は2区案で、A区を中区、東区、西区、南区、B区を北区、浜北区、天竜区で構成する。
- ・案②も2区案で、A区を中区、東区、西区、南区、北区、B区を浜北区、天竜区で構成する。

- ・案③は3区案で、A区を中区、東区、西区、南区、B区を北区、浜北区、C区を天竜区で構成する。
- ・案①から案③までは、おおむね旧浜松市の地域からなる中区、東区、西区、南区の合区を基本に、組み合わせを考えた。

#### <4. 区再編案（行財政改革・大都市制度調査特別委員会の一部委員からの提案）>

- ・この区再編案は、市議会の行財政改革・大都市制度調査特別委員会で協議を進める中で、一部の委員から提案があったもの。
- ・中区、西区、南区を合区し、それ以外の区は現在のままとする5区案。

- ・市議会の特別委員会では、左側の、将来を見据え、今のうちに区の再編をすべきとの意見、右側の、当面7区を維持し、時期が来たと判断できた場合に区の再編をすべきとの意見がある。

#### <5. 再編後の姿>

- ・区役所の組織について、区の組織である社会福祉課、健康づくり課等を本庁の組織とし、福祉事業所、保健センターとして再編後の区役所庁舎に配置する。

- ・第1種協働センターを（仮称）行政センターにする場合や現在の区役所を（仮称）行政センターにする場合、同じ庁舎に福祉事業所など本庁の出先機関を併設する。
- ・様々な市の機関などが区役所や行政センター庁舎に所在することにより、地域課題の解決や災害時における対応力を強化する。

- ・行政センターでは、地域づくり、生涯学習、窓口サービスや防災など地域の固有事業を取り扱う。
- ・行政センターの設置場所は、旧市町村役場のうち、区再編で区役所とならないところで、具体的には前述の再編案のとおり。

- ・旧の公民館である協働センターでは、地域づくりと生涯学習、市民サービスセンターでは窓口サービスを取り扱う。
- ・場所は現在と同じで、該当する施設は、シートのとおり。

※東区において、区再編案の2区案（案①、②）と3区案（案③）については、再編後、合区となる東区の地域には、行政センターを置かないこととしている。

※南区において、区再編案の2区案（案①、②）と3区案（案③）については、再編後、合区となる南区の地域には、行政センターを置かないこととしている。

※浜北区において、現在、赤佐市民サービスセンター、北浜南部・浜名協働センターでは一部業務のみの取り扱いとなっているが、浜北区が合区した場合は、業務を充実する。  
※天竜区において、現在、区内 8 か所に設置されているふれあいセンターは、原則として現行の機能を維持する。

P. 30

- ・皆様に最も身近なサービス拠点である協働センターについて、現在配置している再任用職員に替えて、新たに正規職員を配置することで機能を強化し、自治会活動などコミュニティ支援を充実する。
- ・正規職員化は、再任用職員の配置のバランスを考慮しながら一定の期間をかけて徐々に行う。
- ・正規職員化が完了した際には、現在より年間約 1 億 5 千万円の人件費が増加する。
- ・テレビ会議システムの利用によるサービス提供も検討する。

P. 31

- ・再編後の地域づくりの推進について、現在の区で行っている事業は、再編後もお示した各地域の事業としてこれまでどおり継続して実施する。
- ・希望に応じて協働センター単位で地域委員会を設置できることとし、市政にご参画いただく機会を拡大することにより、市民協働による地域づくりを推進する。

#### <6. 今後のスケジュール>

P. 32

- ・今後のスケジュールについて、8～10 月頃に最終案候補によるパブリックコメントなどで市民の皆様の意見を伺い、平成 31 年 2 月に行政区再編の有無を決定する。
- ・区を再編することとなった場合は、平成 31 年 3 月までに「浜松市行政区画等審議会」へ諮問し、再編の答申を得た上で、平成 31 年の市議会 5 月定例会に関連条例の改正案を提出する。
- ・条例改正について議会の議決された場合は、平成 32 年 1 月 1 日に新体制へ移行する。